

(書 式 2 - 2 - 1 - 1)

株 式 譲 渡 制 限 の 定 款 変 更 に 反 対 す る 株 主 か
ら の 通 知 書

通 知 書

前 略

私 は 、 貴 社 の 株 式 ○ ○ 株 を 有 す る 株 主 で
す 。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 開 催 予 定 の 貴 社
臨 時 株 主 総 会 に つ い て 、 貴 社 よ り 、 臨 時 株 主
総 会 招 集 通 知 書 を 受 領 し ま し た が 、 同 株 主 総
会 に お け る 第 ○ ○ 号 議 案 「 定 款 の 一 部 変 更 の
件 」 に つ き 、 株 式 譲 渡 に 際 し て 取 締 役 会 の 承
認 を 要 す る と い う 内 容 の 定 款 変 更 に つ い て 、
私 は 反 対 の 意 向 で あ り ま す 。

よ っ て 上 記 株 主 総 会 に 先 立 ち 、 本 書 面 を
も っ て 、 上 記 第 ○ ○ 号 議 案 に つ い て の 反 対 の
意 思 を 通 知 致 し ま す 。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号
○ ○ ○ ○

〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 〇 番 〇 〇 号

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿



解説

(株式譲渡制限を定める定款変更決議)

株式は自由に譲渡できるのが原則であるが、定款をもって株式譲渡に会社の承認を要する旨定めることができる（会社法第107条第1項第1号）。

株式譲渡制限の定款変更には、それが、株式の換価に煩雑な手続が必要となり、かつその価格も下落する可能性があるなど、株主に重大な影響を与えるところから、株主総会において、総株主の過半数かつ総株主の議決権の3分の2という特別多数での議決が必要でとされている（会社法第309条3項第1号）。

(反対株主の株式買取請求権)

株式譲渡制限の定款変更は、株式譲渡の自由性を損なうものであり、定款変更反対する株主を保護する必要がある。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議がなかったならば有したであろう公正な価格をもって買取を請求する権利が認められている（会社法第116条第1項第1号）。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、会社に対し、株式譲渡制限の定款変更反対意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない（会社法第116条第2項第1号）。